

「内部統制報告制度」の今後の課題に関するアンケート 集計・まとめ

会員53社中、28社より回答（非上場会社、US-SOX対応会社含む）。

【ご覧頂くにあたり補足】

黒字：アンケートの説明・質問

赤字：集計の傾向 ○…大勢意見

青字：アンケート集計結果・各社コメント

△…どちらともいえない。少数だが汲むべき意見

（濃色は本紙で提示のコメント）

緑字：事務局コメント・補足

平成20年4月から開始された、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制（内部統制報告制度）に関して、3月決算会社につきましては初年度対応がほぼ終了したところと思います。

平成21年4月には金融庁から追加のQ&Aが公表されるなど、基準のより一層の明確化が図られてきたところではありますが、初年度の制度対応を終えて、改めて、2年目以降の効率的・効果的な制度の確立に向けた課題等についてご意見を頂ければと思います。

1 制度導入効果について

- (1) 企業会計審議会から公表されている「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の中では、「内部統制システムの整備・運用を通じて財務報告の信頼性を確保していくことは、業務の有効性及び効率性の確保による情報処理コストの削減、さらには、市場における資金調達機会の拡大や資金調達コストの削減等を通じて一定のメリットを企業等にもたらすこととなる。」とされています。内部統制報告制度を通じた、資金調達等に関するメリットを期待されていますか。

はい/いいえ

はい	いいえ
10社	15社

<>内:各社コメント
通し番号

● 「はい」の理由

- 内部統制が有効に機能していて、「重要な欠陥」がないことを会社経営者及び会計監査人が保証し、投資家に開示するので、「重要な欠陥」のない会社は、資本市場を通じての資金調達が円滑に行われるというメリットがある。 < 1 >
- 内部統制制度への対応には多大なコストがかかっており、コスト低減の一つとして資金調達等に関するメリットを期待する。 < 2 >
- 財務報告の信頼性は、本来財務数値の信頼性とその作成プロセスにより確保されるものである。従って、プロセス評価としての内部統制の信頼性による資金調達のメリットはある、と考えている。 < 3 >
- 資金調達等に即座にメリットがあるかは不明であるが、上場企業として、財務報告の信頼性確保には引き続き努めていきたい。 < 4 >
- 当社の財務報告に対する信頼性向上につながるため。 < 5 >
- 内部統制制度の変更は当社の信用・格付けの維持に相当に作用するものと期待している。 < 6 >
- 内部統制報告制度によって、財務報告の信頼性がより一層担保されているという見方が浸透し、証券会社が行う有価証券報告書等に対する開示審査の緩和や廃止につながることを期待する。 < 7 >

- 内部統制報告制度を通じて、財務報告に係わる内部統制を評価し、適切に整備されていることを対外的に公表することは、資金調達市場における当社の信用力を高め、資金調達力の維持・拡大に繋がるものと考えております。 < 8 >
- ディスクロージャーの質を改善することにより、一定のメリットになる可能性があることは理解出来る。しかしながら、現実にはデメリットの方が先行するのではないかと懸念している。 < 9 >
- 内部統制報告が制度化された現在、内部統制の適正意見を監査法人から得られない場合資金調達上デメリットとなる。 < 10 >

<事務局一次まとめ>

- ①信頼・信用の維持・向上
- ②(①転じて) 継続開示審査の緩和・廃止を期待
- ③「重要な欠陥」があった場合のデメリットの裏返し
- ④内部統制制度対応における多大なコスト相応の資金調達コスト減への期待

● 「いいえ」の理由

- 資金調達に関しては以前として格付けが重視されており、当該制度が本質的な「重要な欠陥」を指摘していない限りは影響はないと考える < 11 >
- 一部上場企業の内部統制報告書の内容に大きなばらつきがない中、相対的な資金調達コスト差は本制度導入により発生していないと認識。社内での業務効率、業務の有効性、効率性等が向上することにより開示の信頼性が高まることは期待。 < 12 >
- 内部統制報告制度による内部統制の向上と、資金調達の条件とは直接の相関はない。 < 13 >
- 重要な欠陥があるとする企業は稀で、その結果、ほとんどの企業の開示内容が同じというのが現在の状況。現在の内部統制報告制度では、重要な欠陥がない企業の内部統制の水準に関する企業間比較はできないので、資金調達等に関するメリットは期待できない。 < 14 >
- 「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」で内部統制が有効であるとされることが資金調達機会を確保する条件であると認識しており、それによるメリット等の認識はありません。 < 15 >
- 09年3月期決算会社を主体に6月末現在で2,672社が内部統制報告書を提出し、うち56社が「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない」、9社が「意見不表明」の実態から判断して、「財務報告に係る内部統制が有効である」ことが、即、企業の資金調達メリットに繋がるとは到底考えられない。 < 16 >
- 有効である場合の開示内容自体は、資金調達等を行う上での差別化要因とならないため、メリットはないと考えている。 < 17 >
- 弊社は米国企業改革法対応会社ですが、制度対応前より会社法上の内部統制の整備・運用が確立されていたため、財務報告の信頼性に係る内部統制が導入された後に、資金調達等に大幅なメリットを特に期待してはおりません。 < 18 >
- 投資家に対してタイムリーで間違いのない企業の業績を開示する事が重要であると考えている。そのためには、財務報告に係る内部統制を整備運用していくことが有効であると考えている。これらのことは、当たり前のことだと思っており、今回の内部統制報告制度を通じた資金調達のメリットまでは期待していない。 < 19 >
- 既に円滑かつ低コストでの資金調達が可能であるため。 < 20 >

- ・平成21年3月期決算企業の98%が財務報告に係る内部統制は「有効」と表明
・内部統制報告書では、「有効」と表明した企業の内部統制のレベルの違いは不明 < 21 >
- ・現在、当社においては、既に多様な資金調達機会と低位な調達を実現できており、さらなるメリットの享受は考えにくい。 < 22 >
- ・本制度に関して他企業と差別化できる余地はほとんどなく、資金調達に関するメリットを積極的に享受できるとまでは考えておりません。 < 23 >

<事務局一次まとめ>

- ①（絶対に）資金調達コストは下がらない
 - ・資金調達機会確保の必要条件（あたりまえ）。
 - ・既に円滑かつ低コスト
- ②報告内容に各社バラツキがないなか、相対的な調達コスト差は出ない

- (2) 仮に、重要な欠陥を内部統制報告書に記載した場合、企業の資金調達活動（株価や格付けへの影響含む）に影響を及ぼすと考えられますか。

はい/いいえ

はい 23社	いいえ 2社
-----------	-----------

- (3) 制度対応含めた内部統制の考え方は、経営者から業務担当者まで、社内で浸透していると思われますか。浸透していないと思われる場合、考えられる要因についてご記載下さい

はい/いいえ

はい 23社	いいえ 2社
-----------	-----------

● 「はい」の理由

- ・ただし、まだ「付加的（負荷的）業務」という意識が払拭できていないところもあり、本質的な議論はこれから、と認識している。 < 24 >

● 「いいえ」の理由

- ・制度運用初年度であり、社内において一層浸透させていく必要がある < 25 >
- ・現場の業務と結びつきにくいので、当事者意識や危機感にバラツキがあると思われる。 < 26 >

2 基準、Q&A等について

- (1) 事業特性に配慮した基準、Q&A等は必要だと思いますか。

はい/いいえ

はい 6社	いいえ 18社
----------	------------

- (2) (1)で「はい」と回答された企業に伺います。具体的に、どのような項目について事業特性への配慮が必要ですか。

具体的内容:

- ・重要な事業拠点の選定、評価対象とする業務プロセスの選定、重要な欠陥の金額的な重要性の判断等 < 27 >
- ・評価範囲決定の基準や重要な欠陥を判定する基準 < 28 >

- ・ 企業の組織構造や規模により評価項目や評価方法が異なるが、特に**全社的な内部統制やITへの対応等では、何をどうすべきかとの詳細が明示されておらず対応に苦慮する。特にIT統制において、監査人は以前のシステム監査の手法を基本とする傾向があり、実施基準が不明確な部分を独自の基準により対応を求めてくるため、歯止めとしての基準が必須**です。 < 29 >
- ・ 日本企業のなかにも**NYSE上場している会社**もあり、既に内部統制の対応は2年前に済んでいる。今回のJ-SOXの対応では、例外事項としてUS-SOXの適用は認められたが、「**内部統制報告**」の記載方法などの**具体的な記載要領の指示などが少なかった**ように思う。 < 30 >
- ・ 規制の多い事業や監督官庁による定期的な監査が実施される事業については、**簡素化できる旨の配慮が必要**。 < 31 >

「いいえ」と回答の会社

- ・ **事業特性等に応じて柔軟に対応すべき旨が明確にされていればよい**と考えます。監査法人の今までの対応に鑑みますと、基準等の形で示されますと監査法人が形式的に受け止め、かえって実態に応じた柔軟な対応が困難になり、**効率的・効果的な対応の妨げ**になりはしないかと懸念します。 < 32 >

＜事務局一次まとめ＞

- ①「**事業特性に応じて柔軟に対応すべき旨**」の明示
- ②別の監査等との重複を**事業特**別に考慮
- ③US-SOX法適用会社への**具体的指示**
- ④**重要な事業拠点の選定、評価対象とする業務プロセスの選定、重要な欠陥の金額的な重要性の判断**

(3) 「重要な欠陥」という用語のイメージから、用語そのものの見直しが必要だと思いますか。

はい/いいえ

はい	いいえ
10社	15社

(4) (3)で「はい」と回答された企業に伺います。見直しが必要と思う理由、どのような言葉がより望ましいと考えられるかご記載下さい。

理由、代替案：

- ・ 代替案1:「**内部統制システムの未整備**」
理由: **内部統制の未整備が財務諸表に誤りを起こす「可能性」を示しているのに、重要な欠陥というのは断定的すぎる** < 33 >
代替案2:「**重大な弱点**」
理由: **速やかに修正すべき内部統制上の「弱点」という、本来の位置付けを表す表現が望ましい**
- ・ 代替案: **重要な不備** < 34 >
- ・ 英語の「**マテリアル・ウィークネス**」に対し、「**欠陥**」という用語は強すぎ、財務諸表自体が間違っているという印象を与えます。英語に即した用語にしたほうがよいと考えます。(例えば、「**重要な弱み(弱点)**」等) < 35 >
- ・ 現在は修正されたが、当初東証でさえ**重要な欠陥＝上場廃止との認識があった。重要な欠陥を適切に開示し、必要な是正活動を実施するプロセス自体が重要である**と考える。 < 36 >
- ・ 「**重要な欠陥**」という用語から**想起されるイメージが強すぎる**ため、財務諸表自体も問題があるのではないかと等、**投資家をミスリードする可能性がある**ため。 < 37 >
- ・ 「**欠陥**」という表現は**悪いイメージが強すぎる**ため、「**重要な不備**」又は「**重要な課題**」としてどうか。 < 38 >

- ・ 「欠陥」という言葉自体に重みを感じる。欠陥→不備へ。 < 39 >
- ・ 「欠陥」という言葉は非常に厳しい印象を受けると同時に、「重要な欠陥＝決算書に虚偽記載がある」と投資家に誤解を与える可能性があるため。
例えば、「重大な不備」、もしくは「重要な不備」といった表現が考えられます。 < 40 >
- ・ 「欠陥」という言葉のニュアンスが、現実と齟齬があると思われる。
「弱点(weakness)」の方が実務的には近いのではないかとと思われる。 < 41 >
- ・ 重要な改善事項、早急な対応が求められる課題 < 42 >

<事務局一次まとめ>

【理由】

内部統制の未整備が財務諸表に誤りを起こす「可能性」を示しているに過ぎない一方、「重要な欠陥」は断定的すぎ、強すぎ

【代替案】

- ① “Material Weakness”本来の意味に相応の日本語
「重要な不備」「重大な不備」「重要な弱点」「重大な弱点」「重要な弱み」「重要な課題」
「(内部統制上)本質的な弱点」
- ② 「内部統制システムの未整備」
- ③ 「重要な改善事項、早急な対応が求められる課題」

- (5) 2年目以降の効率的、効果的な制度対応に向けて、基準やQ&A等を見直す場合、どのような方向での見直しが見られますか。

- ① 記載内容の詳細化、具体化(可能な限り、企業の裁量の余地を減らす)
- ② 記載内容の簡素化(可能な限り、企業の裁量の余地を増やす)
- ③ 現状維持(詳細度は現状レベルで、項目のみ見直す場合も含む)

①	4社
②	6社
③	16社

- (6) (5)で①と回答された企業に伺います。どの項目について、どのように詳細化・具体化することが必要と思われますか。

具体的内容:

- ・ 実施基準はどの企業にも共通する考え方を示すもので、何をどうすべきか曖昧である。
Q&Aが公開されていること自体が、実施基準が抽象的であることの証拠である。企業・監査人の裁量の余地を減らすため、具体的な評価基準等の提示が必要である。 < 43 >
- ・ 2-(2)で回答した内容について、金融庁Q&Aなどで反映して頂きたい。 < 44 >
- ・ 事業規模、業績に応じた制度適用の水準を区分する。業績の安定している企業は簡易評価等。 < 45 >
- ・ Q&Aで記載されている内容を基準に織り込んで欲しい。
・ 企業の負担感を緩和し、より効率的かつ効果的な制度運用ができるように、基準3. (2)③に記載されている「簡易な評価手続」や「一定の複数会計期間ごとの評価対象とする」ということについて、より具体的で多くの例示を記載して欲しい。 < 46 >

<事務局一次まとめ>

- ① 企業・監査人の裁量の余地を減らすため、具体的な評価基準等の提示が必要
- ② 「簡易な評価手続」等の具体的例示を増やす
- ③ 事業規模、業績に応じた制度適用の水準を区分
- ④ Q&Aの内容を基準に織込み
- ⑤ 金融庁Q&Aなどで反映

(7) (5)で②と回答された企業に伺います。どの項目について、どのように簡素化することが必要と思われますか。

- ・ 会計監査人が会社の運用テストの結果に依拠できる範囲を広げる < 47 >
- ・ 監査人は、整備状況評価に関しては、前年度評価を活用可とする。
 ・ 監査に使用した証憑保存の範囲は監査人と協議の上、必要なものはPDF化或いは元資料の所在を記録すること等で十分とする。 < 48 >
- ・ 「意見書」においては、内部統制の整備・運用については個々の企業等が置かれた環境や事業の特性等に応じて自ら適切に工夫を行っていくべきであるとされています。しかしながら「実施基準」においては、具体的な対応が示されている箇所があり、「例示」と断られているものの、監査法人はそのとおりの対応がなされていることを前提として監査対応するきらいがあります。
 具体的には、例えば、業務プロセス内部統制評価において例示されている「業務の流れ図」等の図表の作成や評価対象を「取引の開始、承認、記録、処理、報告」とすること等について、それらを前提として捉えられているということや、業務プロセスに係る運用状況の監査について統計上の数値として示されているサンプル抽出件数(25件)を経営者による評価チェックにおける必要サンプル抽出件数かのごとくに捉えられているといったようなことがあります。また、「実施基準」上、例示という扱いの「評価手続き等の記録及び保存(Ⅱ3.(7))」の事項が監査においては必須かのごとくの記載になっている(Ⅲ3.(2)②イ.)という点もあります。
 例えば、「業務の流れ図」等の図表の作成については、Q&Aにおいて様式にとらわれる必要はない旨が明記される等手当てがなされていますが、監査法人は「実施基準」に例示されている内容が実務慣行となっているといった言い方をしており、中々改善しません。監査法人の対応を改善するにはQ&A対応に加え、「実施基準」の修正が必要だと考
- ・ 評価対象範囲の決定について、対象拠点及び評価対象プロセスの選定等に本来のトップダウンリスクアプローチでできるようにしてほしい。また、この点について会計士協会への指導もあわせて強化してほしい。 < 50 >
- ・ * 全社的な内部統制の範囲: 僅少の解釈拡大(現在5%程度→例えば、10%程度)
 * 重要な事業拠点における評価対象: 原則すべて→例えば、2/3程度
 * 期中に運用状況の評価を実施した場合の取扱い: 整備状況に重要な変更のないことの確認手続き(ロールフォワード)→廃止 < 51 >

<事務局一次まとめ>

- ①他のテスト、評価の活用(会社の運用テスト、整備状況評価に関する前年度評価、期中評価・監査のロールフォワードの廃止)
- ②証憑保存の範囲・方法の見直し
- ③「実施基準」修正(例示の弾力的運用等の更なる徹底)
- ④対象拠点及び評価対象プロセスの選定等に本来のトップダウンリスクアプローチでできるように。
- ⑤僅少の解釈拡大(5%→10%)
- ⑥重要な事業拠点における評価対象(原則すべて→2/3程度)

3 監査人との関係

(1) 内部統制基準の解釈等制度対応にあたり、貴社と監査人との間で見解の相違が大きい項目(今後も引き続き、相違が発生しやすい項目)について、以下の選択肢から該当するものを全て選び○を付けてください。またその具体的内容についてもご記載下さい。

- ① 評価範囲
- ② 全社的内部統制
- ③ 業務処理統制
- ④ IT統制
- ⑤ 決算・財務報告に関する統制
- ⑥ 見解の相違が大きいと考えるものはない
- ⑦ その他()

①	4社
②	0社
③	4社
④	5社
⑤	1社
⑥	17社
⑦	5社

⑦その他 内容:

- ・ 評価の方法 < 52 >
- ・ 内部監査人と監査法人との連携について < 53 >
- ・ 業務処理統制の中のスプレッドシート統制 < 54 >
- ・ 内部統制監査の簡素化、監査時間の削減 < 55 >

具体的内容:

- ・ 評価範囲を決める際、数字にこだわりすぎる。
・ 内部統制システムができていないか確認するのに、細かい証跡等にこだわりすぎる。
・ IT統制の評価はかなり実証主義であった。 < 56 >
- ・ IT統制については、全般的に他統制に比べてよりUS-SOXよりの厳しい評価(=監査)がなされているように思われる。
・ スプレッドシート統制について、2年目にはより強力な統制を求められることになる見込みだが、考え方としては上記IT統制同様、過度な統制を求められる可能性がある。 < 57 >
- ・ 前年度の決算数値を用いて決定した評価範囲と期末当年度の決算数値を用いて評価範囲を検証したときに、業績の大幅な変動もあり評価範囲が十分でない指摘された点。持分法適用会社を評価対象範囲に含むかどうかの基準。 < 58 >
- ・ 会社と監査人との間で見解の相違は基本的でない。 < 59 >
- ・ J-SOX初年度のためか、内部統制監査方針が不明確で場当たりの監査人評価や不備指摘が行われ、一部の監査対象部門で混乱が生じた。事例としてはサンプル対象とする取引の頻度別サンプル数、フラウドリスクやリスクオフフェイリヤアの概念、キーコントロールやキーレポートの概念等々、監査法人内でのインストラクションに示されている概念を経営者評価に織込むよう強く(殆ど強制)要請された。その概念を定義したインストラクションが公開されないため企業側でそれらの概念を正確に理解できないまま、評価・テスト・監査に入り混乱するケースが多発した。 < 60 >
- ・ 内部統制監査の簡素化、監査時間の削減。
初年度はすべての評価対象の整備・運用状況を監査したが、2年目以降は評価実績等を踏まえ、重要な評価対象に絞った監査、複数年で監査を一巡する等、内部統制監査の簡素化・効率化を切に望む。 < 61 >
- ・ 弊社は米国企業改革法対応会社でありダイレクトレポートです。 < 62 >
- ・ 重要な拠点の判断指標(「連結ベースの売上高の概ね2/3」以外にも求められる。)
・ 重要性の大きい業務プロセスとして追加評価対象とするかどうかの見解
・ キーコントロールの選定における見解 < 63 >
- ・ ITACを25件テストする場合に、該当システムをITGC対象とする必要があるか否か。
(①)
・ 経営者評価におけるサンプルの利用範囲。サンプリング結果に恣意性が介入していないことを確かめることにより、基本的に経営者評価におけるサンプルを利用することが何故できないのか。(③、④共通) < 64 >
・ 経営者の内部統制評価は有効であり、内部統制監査上もその評価結果に問題がないとされたものでも、財務諸表監査目的から追加で証跡が収集されるケースがある。
(③)

- ③業務処理統制、⑦その他(内部監査人と監査法人との連携について)
 - ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について(意見書)」では監査人と監査役・内部監査人との連携が謳われているにも拘わらず、担当会計士からはウォークスルーやテストを連携して実施することは不可とされており。
 - ・内部監査人と監査人が同時に行った場合にはコンサルタント業務となり、監査したことにならない、という理由とのことですが、サンプリングのとり方などはテクニカルな問題であり、本質的ではないと考えております。
 - ・具体的にはテストにおいて、監査法人は内部監査人との連携を否定し、内部監査人が行うテスト(所謂25件)を担当会計士は利用せず、別途、テストを実施するとのことで、基本的には、内部監査人が抽出したサンプルとは別にサンプル抽出するとしており、会社側は倍の作業が必要となってまいります。
 - ・個別に担当会計士と協議・交渉を行った結果、08年度においては内部監査人が抽出したサンプルの一部を使用することもできましたが、監査法人は上述のように形式的な面に囚われるのではなく、意見書に書かれている趣旨を十分に理解し、本質的な観点から、実態を踏まえた、より効率的かつ効果的な対応をとるようにしてほしいと考えます。

< 65 >

④IT全般統制の有効性判断基準

- ・プログラム開発・改善依頼どおりにアプリケーションが変更されたかを検証する(正進)ことは可能ですが、担当会計士からは、逆に変更されたプログラムを任意抽出し、それがどのような手続きで依頼・承認されたものであるかを確認(逆進)することを求めています。逆進の証明には多大な労力がかかり、事実上、不可能であることを要求されており、度を過ぎた対応であると考えております。
- ・ユーザー権限管理において変更履歴を書面でなく、システム的にとれることを担当会計士からは要求されておりますが、ユーザーが何千人もいる中で変更履歴を抽出できるように対応しておくのは負荷が大きすぎます。
- ・IT全般統制についての有効性判断は疑い出せばきりがなく、企業の体質・文化等も含めて総合的に判断されて然るべきであると考えておりますが、担当会計士の対応あまりに一義的でマニュアル的に過ぎると考えております。

<事務局一次まとめ>

- ①会計士の形式的な面(数字・細かい証跡等)への拘泥、一義的・マニュアル的対応(選択肢①、④)
- ②内部統制方針が明確でない故の場当たりの対応、評価(全般)
- ③経営者評価におけるサンプル利用(選択肢③、④)
- ④内部統制監査と財務諸表監査の重複事項の証跡収集(選択肢⑤)
- ⑤重要な拠点の判断指標、重要性の大きい業務プロセスとして追加評価対象、キーコントロールの選定(選択肢①)

(2) 見解の相違が発生する要因として、どのようなものが考えられますか。以下の選択肢から該当するものを全て選び○を付けてください。

- ① (監査人側)制度理解不足
- ② (監査人側)企業実態、経営者方針に対する理解不足
- ③ (企業側)制度理解不足
- ④ (企業側)外部監査のあり方、考え方がわからない
- ⑤ 基準、Q&Aの内容が抽象的で、企業・監査人の裁量の余地が大きい
- ⑥ その他()

①	4社
②	6社
③	1社
④	2社
⑤	8社
⑥	3社

⑥その他 内容:

- ・ 監査人が過度に保守的 < 66 >
- ・ 監査法人でも特に事務所としての対応方針を取り仕切っているバック・オフィスの企業での実務実態等に対する理解が不足していること < 67 >
- ・ 上記⑤の結果、基準に特段記載されていない点について、監査法人のファームポリシーを根拠に文書化・評価を求められるケース < 68 >

4 その他

以上のほか、内部統制報告制度に関し、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

- ・親会社の統制が利かない持分法適用会社についてまで、財務諸表への金額的な影響が大きい場合には評価範囲に入れないといけないうのはおかしい(US-SOXでは持分法適用会社は評価対象外)。 < 69 >
・更に監査法人が、持分法適用会社を評価範囲に含めるか選定する際、厳密に数字基準にこだわって選定するよう指導しているのはおかしい。

- ・内部統制報告制度の趣旨から、例えば、連結売上高の2/3を超える事業拠点等について、簡素なチェック・リストによる自主チェックなど、その対象の重要性等に応じて柔軟な対応を幅広く展開することが考えられますが、そのような場合には、内部統制報告書において、その旨を記載することが適切な開示であると考えます。 < 70 >
また、こうした自主チェック等に関し、監査人の監査についても、制度の趣旨に応じた柔軟な対応とすることを希望しますが、他のケースと同様に厳格な監査対応が必要になるということなら、重要性の観点から、監査コストも考慮し、監査法人の監査対象外とすることもあり得ます。
そうした場合、自主チェック等について、内部統制報告書においては、実施の旨を記載する一方、監査報告書においては除外事項として記載されることが適切な開示であると考えます。
しかしながら、現行の実務においては監査報告において除外事項として記載されることは通常はあまりなく、ネガティブな評価に繋がりと懸念せざるを得ません。
このようなケースは制度の趣旨から十分に考えられると思いますので、実務指針等において、このようなケースについての取扱いを明示する等、ネガティブな評価に繋がらないように手当てをすべきであると考えます。

- ・本来、各社に相応しい(＝リスクレベルに対応した)内部統制の構築が求められるところだが、監査法人要求により紋切型の対応をせざるを得ないのが実態。 < 71 >
これについては制度運用が落ち着くまで、企業側・監査人側とも工夫と協議を重ねていかなければならないと認識している。

- ・重要な欠陥に関わる基準が曖昧である。金額的、質的評価により欠陥かどうかを判断するが、質的な重要性の判断は議論の余地が多く、経営者評価が難しいのが現実だと思う。 < 72 >

- ・当初J-SOXでは監査人のインダイレクトレポート採用等により、US-SOXほどの監査時間や対応工数は見込まれていなかった。しかしながら、実際には監査人が心証を得るためにかなりの部分で実査が行われることとなった。
J-SOX制度の目的と現場実務とが乖離することのない制度への改訂を所望する。

既に3.項等で述べた点とも関係するが、企業に要求する内部統制評価手続の範囲や詳細度等が監査法人によって異なる点は問題であると考える。(例えば、ある法人では全社的観点で評価すべき決算・財務報告プロセスの評価対象として、仕分伝票入力に関する内部統制の評価を求め、しかもその運用状況評価として25件や40件というサンプルを求める一方、他の法人では仕訳伝票入力に関する内部統制は全社的観点から評価する決算・財務報告プロセスの評価対象外としている。)これは、歴史のある財務諸表監査とは異なり、内部統制監査については一般的なPracticeが確立していないということであり、早急な標準化が求められると考える。また、これは、企業と監査法人との独立性の観点で推奨されている監査法人の変更を企業が行おうとした場合、変更後の監査法人に経営者評価の方法の見直しを要求される可能性があることを意味しており、企業に負担を強いる恐れがあると考えられ、この点からも標準化が求められる。 < 73 >

- 我が国の内部統制報告制度では、米国のものとは異なり、持分法適用関連会社における内部統制も原則として全て評価対象とする建付けとなっている。しかしながら、持分法適用関連会社はその経営に影響力を行使することはできても支配権が及ばない会社であり、その内部統制にまで責任を持つとし、かつ評価対象とするという考え方には無理があると考えられる。その一方で日本の制度では持分法適用関連会社を用いた不正会計への対応を考慮したという観点等を考慮すると、持分法適用関連会社を一概に評価対象外とすべきとも断定し辛い。よって、持分法適用関連会社については、「原則評価範囲に含め、僅少な部分のみ対象外とする」のではなく、「重要性のある場合は対象とする」とすべきと考えられる。

- 本制度は、あくまで財務報告の信頼性を高めるための制度であり、評価手続き及び監査手続きが企業に対して過度の負担とならぬよう、企業の実態を踏まえた裁量の拡大、監査の簡素化を具体的に基準やQAIに示すとともに、監査に関する実務上の取扱いへの反映を強く要望する。 < 74 >
- 財務諸表監査とのさらなる統合化・効率化を望みます。 < 75 >
- US-SOXとJ-SOXとで基準の違いにより、対応が違うのは、企業の対応を混乱させ、不必要な工数がかかっていると思う。US-GAAPとIFRSと同様に収斂の方向にもっていかたい < 76 >
- 「重要な欠陥」を開示した企業が約50社あるとの新聞報道があるが、開示した内容を精査したうえで、今後の内部統制報告制度のあり方をご検討いただきたい。 < 77 >
- 企業会計審議会の意見書(H19/2公表)の二(4)において、内部統制に係る監査人による検証は、財務諸表の監査と一体となって行なわれ、その保証の水準は「監査」の水準とされております。
「監査」の水準は、監査人だけが知り得る判断基準であり、開示企業に対して明らかにされておられません。そのため、開示企業は、「監査」の水準を意識することなく文書化を行っております。しかしながら、監査の実態として、監査人は開示企業が作成した内部統制の文書化資料を基に監査を実施しており、これにより「監査」の水準をこえた監査手続や証拠の収集等が行われていないか危惧されるところであります。
さらに、企業自らがより良い内部統制の構築を迫り、リスクの見直し等より詳細な文書化を行いたい場合があります。もし、これに追従する形で監査人が詳細な内部統制監査を実施することとなると企業としては監査対応負担の増加を招く結果となります。そのために、内部統制の見直しに足踏みするといった制度導入目的に逆行してしまう可能性があります。そこで、改めて、監査人に対し内部統制の監査の水準が「監査」の水準であることを認識して頂き、内部統制監査の実施内容を再度ご確認頂きたいと考えております。 < 78 >
- 内部統制監査は財務諸表監査と一体として実施されることから、期末日後の財務諸表監査で財務諸表の数値等の誤りが少しでも発見されると、翻って内部統制の不備に該当するのかが検討される。よって企業側の作業負担は、期中の内部統制の評価よりも、寧ろ、期末日後に経理部局で作成した財務諸表ドラフト上の数値が細部まで正しいかの確認に重きが置かれている。つまり、財務数値を作成するプロセスが対象のはずだったにも係らず、結果だけが問われているのが実状である。
このような状況は、「内部統制システムの整備・運用を通じて財務報告の信頼性を確保していくことは、業務の有効性及び効率性の確保による情報処理コストの削減(中略)等を通じて一定のメリットを企業等にもたらす」(金融庁 企業会計審議会 意見書(平成19年2月15日)前文)との制度趣旨に反していると思われる。
従って、例えば「期末日後の財務諸表監査の過程で発見された数値等の誤りのうち、会社により適切に修正されたものは、一般的に内部統制の不備とならない」ことを金融庁のQ&A等に明記頂き、過度な決算対応を強いている現状を是正することをご検討頂きたい。 < 79 >
- 形式主義に陥らず、原理原則に則った実務に落とし込むことが市場経済を安定させることにつながると考えている。
経済全体の「費用と便益」を追求することが望ましい。 < 80 >

<事務局一次まとめ>

- ①持分法適用会社の扱いについて疑義
- ②財務諸表監査との更なる統合化による監査の効率化の要望
- ③内部統制報告制度の国際的(US-SOX法)収斂の検討を要望
- ④自主チェックの実務指針を要望
- ⑤質的な重要性判断は曖昧との指摘
- ⑥当初目的からの乖離の指摘
- ⑦監査法人間での対応のばらつきの指摘

以上